8. 廃棄物

(1) 分別及び収集運搬

当市では、家庭から排出される家庭系ごみを表8-1-1のとおり分別し、市及び委託により収集しています。また、令和5年1月から小型充電式乾電池等の分別収集を試行開始し、併せて有害ごみ、危険ごみの対象品目を変更しています。これらは亀山市総合環境センターに直接搬入することもできます。

直接搬入ごみ及び収集も直接搬入もできないごみについては、表8-1-2のとおりです。

店舗や事業所等から排出される事業系ごみについては、事業者自らが亀山市総合環境センターに直接搬入すること、もしくは事業者自らが一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者に依頼することになっています。なお、一般廃棄物と併せて処理することが可能な産業廃棄物については、事業者自らが許可を受けたのち、直接搬入できることとなっています。

表8-1-1 ごみ分別区分と収集方法

	① 一般ごみ(溶かすごみ)			
	●生ごみ ●資源にならない紙類 ●草・枝木 ●革製品			
	●ゴム類・プラスチック類・発泡スチロール ●ビニール製の容器類や袋類			
	●ガラス類・食器類・劇薬や農薬などのびん			
収	●綿の白色シャツ以外の衣類・毛糸類			
	②破砕粗大ごみ			
	●家電製品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコ			
	ンを除く。) ●金属類 ●家具類 ●軽車両 ●陶磁器類			
集	●飲料用缶以外の缶類 ●長尺物			
	●枕・ぬいぐるみ・カーテン・布団・じゅうたん・羽毛製品			
	●有害ごみ(鏡・蛍光ランプ・水銀体温計・水銀を含む電池)			
	●危険ごみ(ガス缶・スプレー缶・ライター)			
品	③ 資源ごみ			
	イ.可燃系資源ごみ			
	●新聞(チラシを含む) ●ダンボール ●雑誌・本・パンフレット			
	●雑がみ ●飲料用紙パック (500ml 以上で中が白色のもの)			
目	●綿の白色シャツ・綿シーツ・毛布			
	ロ. 不燃系資源ごみ			
	●飲料用缶(アルミ缶、スチール缶) ●無色透明びん ●茶色びん			
	●その他色びん ●リターナブルびん (一升びん、ビールびん (大、中))			
	ハ.ペットボトル・ペットボトルのふた ・食品用白色トレイ			
拠点	使用済小型家電の回収ボックスを市内5筒所の公共施設に設置			
回収	次所は 生水電ッロ状パック パミボロ 固別 ジムス 地間に 関目			
収集 体制	直営+委託			
集積				
所	約670箇所			

表8-1-2 直接搬入ごみおよび収集も直接搬入もできないごみ

収直 集接 しか な人が こみ)

- 引越し、剪定などで発生する多量のごみ
- ●個人自らが行う小屋の解体等で発生する廃材など
- ●事務所、商店、飲食店、農林・畜産業などで発生する一般廃棄物(兼業農家含む)
- ●その他(パソコン、タイヤ、原付バイク、農機具など) ●産業廃棄物(一般廃棄物と併せて処理できるもので事前に許可を受けたもの)

収 集 ŧ 直 接 搬 入もできな ~

●家電リサイクル法対象品目

(テレビ エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機、衣類乾燥機)

- ●オイル、ガソリン、灯油、軽油などの油類
- ●汚物
- ●焼却灰、土砂
- ●長さ2mを越えるもの
- ●大きさ30cmを越えるコンクリートがらなど
- ●液体類
- ●農薬、毒物、肥料
- ●産業廃棄物(一般廃棄物と併せて処理できないもの)
- ●火薬類
- ●ペンキ、シンナー
- ●注射針など家庭から発生する感染の恐れのある医療系廃棄物
- ●消火器、LPガスボンベ

備 考

※市内に住所を有する高齢者(65歳以上)または障がい者手帳所持者のみの世帯 で、市内に二親等以内の親族がいないため地域の集積所、総合環境センターに、粗 大ごみを運搬できない方を対象に、軒先に出された粗大ごみの無料訪問収集を実施 しています。

(2) 処理方法

亀山市総合環境センターに搬入される廃棄物のうち、一般ごみは直接溶融処理し、破砕 粗大ごみは、資源物を回収した後、溶融処理しています。

また、資源ごみについては、再資源化、再利用するため資源回収業者に売却しています。 溶融処理により発生するスラグやメタルは有価物として売却しています。埋立対象物であ る溶融飛灰は、平成22年度から山元還元という手法で再資源化しており、これ以降、最 終処分量ゼロを継続しています。

なお、当市では平成12年度から全国に先駆けて、旧最終処分場に埋め立てられたごみ を掘り起こし、溶融処理を行っています。

表8-2 ごみ処理施設の概要

名	称		亀山市総合環境センター	
焼	却施設(溶融炉)		処理方式:直接溶融・資源化システム	
			処理能力:80t/24h(40t/24h×2炉)	
排ガス対策				
	ばいじん量	0.02g/Nm³以下	(参考)	
	硫黄酸化物(SOx)	50ppm以下	大気汚染防止法規制値(換算値)	
	塩化水素(HC1)	50ppm以下	SOx 2,500ppm(K値17.5)	
	窒素酸化物(NOx)	50ppm以下	HC1 430ppm	
	一酸化炭素(CO)	30ppm以下	NOx 250ppm	
		(4時間平均)	ダイオキシン類の排出基準	
	ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/Nm³以下	10ng-TEQ/Nm ³	

(3) ごみ排出量(一般廃棄物)

当市のごみ年間総排出量および1人1日当たりのごみ排出量の推移を図8-1、分別区分別ごみ排出量の推移を図8-4、令和4年度のごみの排出形態別内訳を図8-5に示します。

1人1日当たりのごみ排出量は、令和4年度は928g/人・日と前年度と比較し17g/人・日の減少となりました。令和元年度以降、事業系ごみは約180~190g/人・日の間で推移している一方、家庭系ごみは大きく減少しています。

令和4年度における収集及び直接搬入ごみ(集団回収分を除く)を分別区分別に見ると、83.2%が一般ごみで、資源ごみは6.6%となっています。また、ごみ排出形態別ごみの内訳を見ると、事業系ごみは20.5%で、大部分が家庭系ごみであることが分かります。

___ごみ年間総排出量 ━1人1日当たりのごみ排出量 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人·日) ごみ年間総排出量<u>(</u>t) 1,100 20,000 18,121 17,551 17,123 17,045 16,704 1,050 15,000 999 1,000 10.000 971 943 945 950 5,000 928 0 900 年度 R4 H30 R1 R2 R3

図8-1 ごみ年間総排出量および1人1日当たりのごみ排出量の推移

平成31年4月に亀山市刈り草コンポスト化センターの運営を民間事業者に移譲しました。民間事業者が全量を処理することから、令和元年度以降に当施設に搬入される刈り草は、ごみ排出量の集計から除外するものとします。このため、令和元年度の1人1日当たりのごみ排出量が大きく減少しています。

図8-2 1人1日当たりのごみ排出量の推移(全国、三重県比較) -----

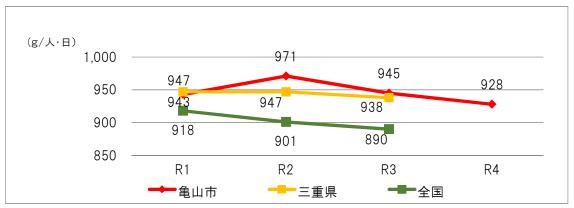


図8-3 家庭系ごみ、事業系ごみ排出量の推移

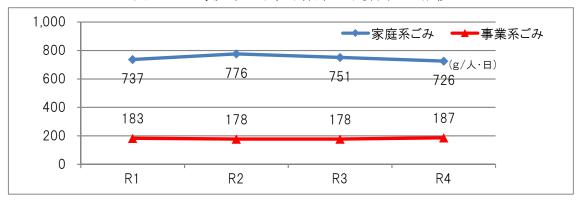
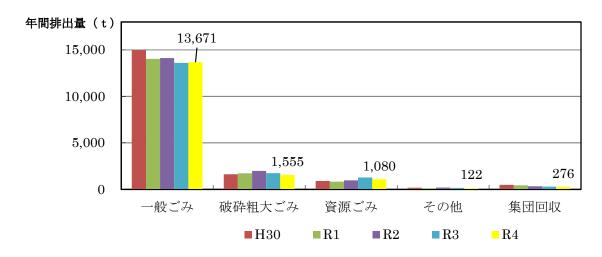


図8-4 分別区分別ごみ排出量の推移



事業系, 20.5% 家庭系, 79.5%

図8-5 ごみの排出形態別内訳

(4) ごみの減量化・資源化

当市では、市民に対しごみの減量化・資源化を推進するため、次のような施策を実施 しています。

①生ごみ処理容器購入費補助金交付

当市では、各家庭から排出される生ごみの減量化とたい肥としての資源化を積極的に推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的に、平成5年よりボカシ容器、コンポスト容器、手動式生ごみ処理容器、電気式生ごみ処理機等の生ごみ処理容器購入者に対して購入費の2分の1(上限25,000円)の補助金を交付しています。

補助件数の推移を図8-6に示します。

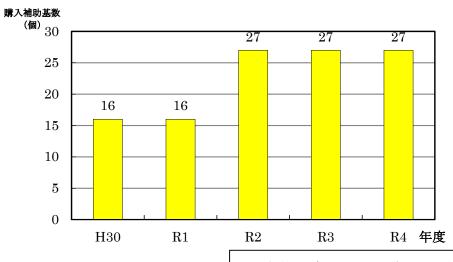


図8-6 生ごみ処理容器購入補助件数の推移

注:数値はぼかし、コンポスト、電気式の合計

②資源物集団回収活動報奨金等交付

当市では、地域住民のリサイクルに対する意識の高揚を図るとともに、資源物の有効利用を推進し、もって循環型社会の形成に資することを目的に、自主的に紙類、布類、金属類、びん類等の資源物の集団回収活動を実施する子供会、PTA、自治会等の市民団体に対して報奨金を交付しています。

集団回収量の推移を図8-7に示します。

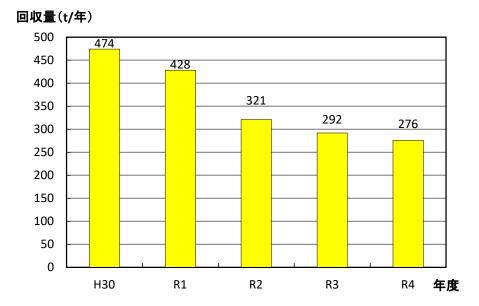


図8-7 集団回収量の推移

③食品ロス削減

食品ロスとは、まだ食べられるのに様々な理由で廃棄処分されている食べ物のことであり、近年、メディア報道などでも大きく取り上げられています。

令和元年10月1日には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(略称 食品ロス削減推進法)が施行されました。この法律では、国、地方公共団体、事業者、市民の責務や役割が明記され、食品ロスの削減に向けて互いに協力し合うよう努めることが示されています。



国民1人1日当たりの食品ロス量 約114g

(お茶碗約1杯分と同量) (環境省「産業廃棄物の排出・処理状況について」、「一般廃棄物の 排出及び処理状況等について」 令和3年度推計より抜粋)

当市では、第2次環境基本計画の基本施策「循環」において、「食品ロス削減のための仕組みづくり」を重要な施策の一つとしており、令和4年10月1日から、地域のお店(協力店)と住民(ユーザー)をマッチングさせるサービス「かめやまタベスケ」の運用を開

始しました。本サービスは、協力店が、賞味期限・消費期限が短くなり、食品ロスになり うる可能性のある食品をWEB上に安価で出品し、その出品情報を発信することで、ユー ザーがお得に商品を購入することができます。このようなサービスを活用することで、食 品廃棄物量の削減や、SDGsへの取り組み、地域活性化・食育の推進につなげていきます。



④資源化量

図8-8に資源化量の推移を示します。資源化量の内訳を資源物別に見ると、収集及び 直接搬入された資源物では、紙類、金属類の資源化量が減少しています。これは、再生事 業者や小売店などの多様な主体による資源回収の活性化によるものと考えられます。

また前述したように、平成31年4月に亀山市刈り草コンポスト化センターの運営を民間事業者に移譲したことで、令和元年度以降の堆肥の資源化量はゼロとなり、これにより資源化量および資源化率とも大幅に減少しています。

図8-9に資源化総量および資源化率の推移を示します。年間資源化量は減少傾向にあり、令和4年度の資源化率は前年度から3.1ポイント減少し28.4%でした。資源化率を大きく下げた理由として、前述しました紙類、金属類の資源化量の減少、溶融処理で発生する溶融スラグの資源化量の減少があげられます。

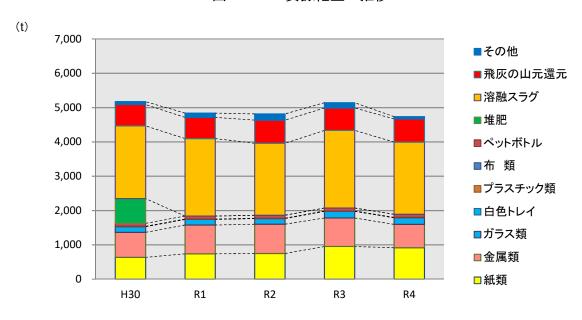
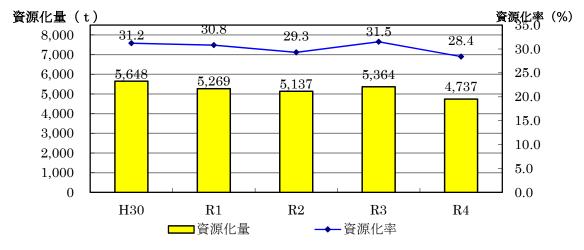


図8-8 資源化量の推移





^(%) 35 31.5 30.8 29.3 28.4 30 23.1 25 20.4 20.0 19.6 20 20.0 19.9 15 R1 **鱼山市** R2 一=重県 R4

図8-10 資源化率の推移(全国、三重県比較)

(5) ごみ溶融処理量およびごみ処理経費

市民1人あたりの処理経費は、溶融処理で必要となる電気、灯油、コークスなどの価格 高騰の影響により、前年度と比較し2,924円増の27,644円となっています。図 8-11にごみ処理経費の推移を示します。



図8-11 ごみ処理経費の推移